

## 令和7年度 第2回

# 野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会

と き：令和7年12月18日（木）10時～12時  
ところ：野洲市役所 本館2階 庁議室

# <本日の内容>

1. 前回のふりかえり
2. 指摘事項への対応
3. 意見への対応
4. 提言書（案）の確認
5. 採決
6. 市長への提言

# 1. 前回のふりかえり

## ●事務局から提示した案件

### ① 学童保育料および季節保育料の価格検証

- ・市と保護者の負担割合は、若干保護者負担が高いものの、社会保険料制度の改正等を見込むと、ほぼ折半
- ・他市と比較した場合、通年保育料は平均的である一方、季節保育料は割高となっている。  
→これは、両者の1時間あたり単価を揃えているため。

➡ (事務局案) 価格を据え置き

# 1. 前回のふりかえり

## ②物価高騰に伴う間食費の見直し

- ・これまで間食費は据え置いてきたが、近年の物価高騰に伴い、十分なおやつを提供できていない。

➡ (事務局案) 以下のとおり見直し

	月 額	算出根拠
現 行	1,200円	1食60円×20日
変更案	2,000円	1食100円×20日

# 1. 前回のふりかえり

## ③季節保育における延長保育料・間食費の固定化

- ・ 1月に満たない季節保育では、延長保育料・間食費について開所日数によって日割り計算している。
- ・ そのため、暦によって年ごとに料金が異なり、事務が煩雑

➡ (事務局案) 5か年の平均月額で固定とする

# 1. 前回のふりかえり

## ●季節保育における延長保育料・間食費

	4月	7月	8月	12月	1月	3月	通年
早朝B (8:00~8:30)	300円 (6.2日)	350円 (7.2日)	1,000円 (20日)	150円 (3.4日)	100円 (2.2日)	250円 (5.0日)	1,000円 (20日)
早朝A (7:30~8:30)	600円 (6.2日)	700円 (7.2日)	2,000円 (20日)	300円 (3.4日)	200円 (2.2日)	500円 (5.0日)	2,000円 (20日)
夜間	800円 (8.2日)	900円 (9.0日)	2,000円 (20日)	400円 (4.4日)	300円 (3.2日)	600円 (6.0日)	2,000円 (20日)
夜間 (新1年生)	1,200円 (11.8日)						
間食費	800円 (8.2日)	900円 (9.0日)	2,000円 (20日)	400円 (4.4日)	300円 (3.2日)	600円 (6.0日)	2,000円 (20日)
間食費 (新1年生)	1,200円 (11.8日)						

※間食費は、通年月額2,000円(改正後)を基準として計算

※カッコ内は、直近5か年の平均開所日数

# 1. 前回のふりかえり

## ●指摘事項

### ・他市における季節保育の保育時間は？

- ・本市の季節保育料が他市と比較して高い要因は何か。保育時間の違い等があるのではないか。第2回会議で他市の保育時間について示して欲しい。

## ●意見

### ・学童保育の活動に対する市の考えを示すべき

- ・活動を充実させるのであれば値上げは必要であるし、基本となる市の考えを明確に出した方がよい。
- ・子どもに何を伝えたいか、身に付けて欲しいかを考えた上で料金のことを考えなければならない。

## 2. 指摘事項への対応

### ●他市における季節保育の保育時間について

季節保育の保育時間（延長を除く）	
野洲市	8：30～18：00
大津市	8：00～18：00／夏休みは15：00まで ※R8年度から改正予定
守山市	8：30～18：00
米原市	8：00～18：00
草津市	8：30～17：30

➡季節保育の保育時間は概ね同じである。

# 3. 意見への対応

## ●学童保育の活動に対する市の考えを示すべき

### ➡運営に係る基準・指針

#### 国

- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）
- ・ 放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁成育局長通知）
- ・ 放課後児童クラブ運営指針解説書（こども家庭庁成育局成育環境課長通知）

#### 市

- ・ 野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 野洲市こどもの家条例
- ・ 野洲市こどもの家管理運営規則
- ・ 野洲市こどもの家管理運営要領
- ・ 野洲市こどもの家管理運営業務仕様書
- ・ 野洲市こどもの家指定管理業務に関する基本協定書及び年度協定書

# 3. 意見への対応

## ➡運営指針においては

### ・放課後児童健全育成支援事業

…授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を与え、  
こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業

### ・児童期の遊びと発達

遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、こどもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

- ・ 遊びは統合的な活動であり、こどもは遊びの中で様々なことを学習し、遊びを通して運動能力や社会性、創造性等を発揮させる。
- ・ こどもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他のこどもの諸能力を読み、自他の特長を生かしたり、演技をしたりと、あらゆる工夫をする。
- ・ 児童期のこどもの社会性は、遊びにおいて最も発揮され、またこどもの身体能力や心的能力も遊びにおいて最大限に発揮される。

# 3. 意見への対応

## ➡運営指針においては

### ・放課後児童クラブにおける育成支援の基本

こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら こどもが自ら危険を回避できるように していくとともに、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。



### 本市における「目指すべき子どもの姿」

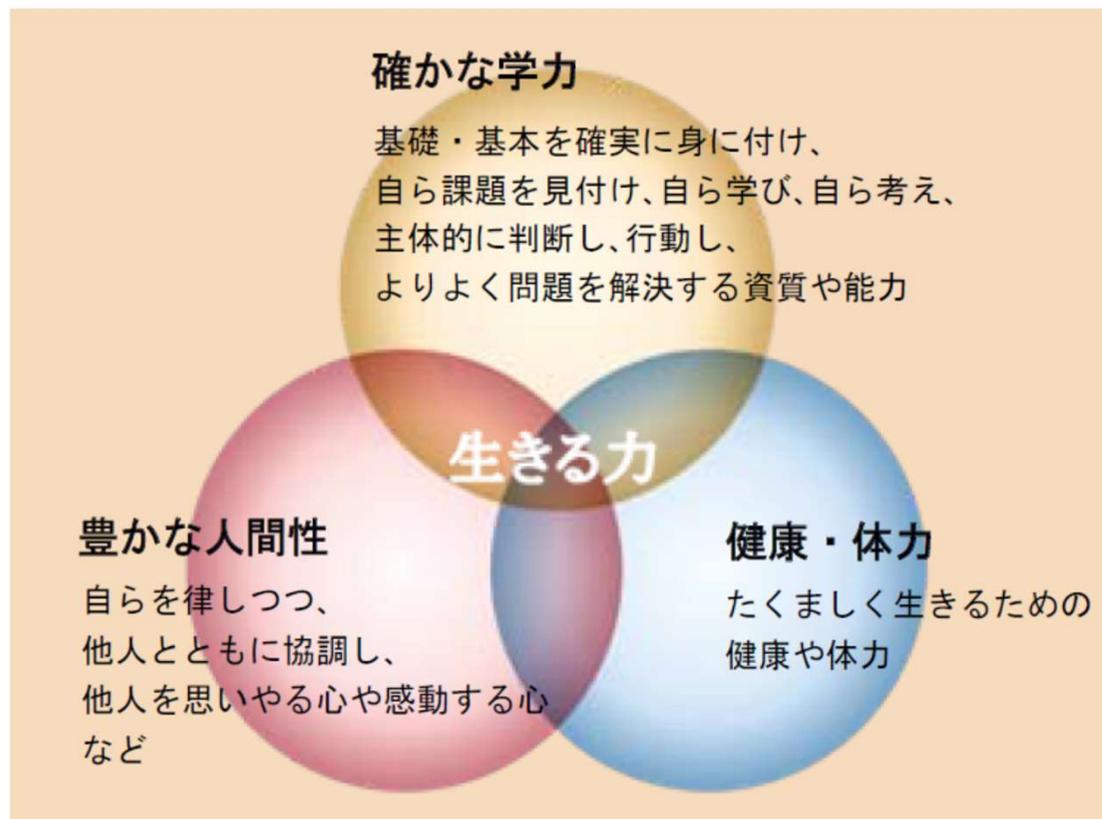
- ① 自ら危険を回避できる力を身に付ける
- ② 主体的な遊びや生活ができる習慣等を身に着ける

# 3. 意見への対応

<参考>

➡学習指導要領においては

「生きる力」とは



「生きる力」を育むには



出典：文部科学省

「すぐにわかる 新しい学習指導要領のポイント」

「新しい学習指導要領リーフレット」

# 3. 意見への対応

<参考>

遊びにおけるリスクとハザード

リスク

子ども自身が判断できる危険

→経験することで回避能力を育む

→遊びを通じて冒険心や挑戦心を育み、  
心身の能力を高める。

ハザード

事故を発生させる恐れがある

予測できない、判断ができない危険

# 3. 意見への対応

<参考>

「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
対象	共働き家庭の子ども	全ての子どもを対象
趣旨	放課後等に適切な遊びや生活の場を提供	安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進
指導員	放課後児童指導員(専任)	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置